

## 供託命令書

令和 年 月 日  
供託命令通知 第 号  
( 供託命令書番号 )

殿

(税関官署の長)

印

関税法第 69 条の 15 [第 1 項・第 2 項] の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。  
なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第 10 項の規定により認定手続を取りやめることがあります。

## 記

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	令和 年 月 日

- (注) 1. 供託命令は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続が終了するまでの間に当該貨物が輸入されないことにより、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が确实と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税法第 69 条の 15 第 5 項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。